

No.	⑦-2		R7 当初予算額	社会資本整備総合交付金 の内数
事業名	離島広域活性化事業		府省庁名	国土交通省
概 要	離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する取組として、島外人材受入のための住宅や、定住誘引のためのシェアオフィス等や交流施設の整備、海上輸送費の軽減のための流通効率化関連施設整備及び災害時の孤立等を防ぐための防災施設整備等の取組を支援する。			
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	① 1 / 2 以内 ② 1 / 3 以内 等	
対象事業	○定住促進住宅整備事業 ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築） ○定住誘引施設整備事業 ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築） ・交流施設の整備（既存施設の改修等） ○流通効率化関連施設整備事業 ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備 ○定住基盤強化事業 ・避難施設の整備 ・防災活動拠点の改修 ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備 ・感染症対策等の離隔施設への改修等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替			
支援内容	上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。 補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1 / 3 以内 （ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。） ※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても 1/2 以内 ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の 11.5%（上限事業費 541 万円）			
離島での実績	大島町、佐渡市、五島市、十島村等 14 都道府県（23 市町村）			
備 考	離島振興法改正を踏まえ、令和5年度から新設			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html			